

亀山市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月25日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

太岡寺町自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 服部 賢一

亀山市太岡寺町390番地1

変更後 服部 博文

亀山市太岡寺町198番地

3 変更の年月日

平成31年1月13日

4 変更の理由

任期満了による